

議案第15号

墨田区子どものための教育・保育給付に係る報告等の違反に対する過料
に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年6月21日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区子どものための教育・保育給付に係る報告等の違反に対する過料
に関する条例の一部を改正する条例

墨田区子どものための教育・保育給付に係る報告等の違反に対する過料に関する条
例（平成27年墨田区条例第22号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

墨田区子どものための教育・保育給付等に係る報告等の違反に対する過
料に関する条例

第2条第1号中「第13条第1項」の次に「（法第30条の3において準用する場
合を含む。以下この号において同じ。）」を加え、同条第2号中「第14条第1項」
の次に「（法第30条の3において準用する場合を含む。以下この号において同
じ。）」を加える。

付 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（提案理由）

子ども・子育て支援法の一部改正により、子育てのための施設等利用給付が新設さ
れることに伴い、当該給付に係る報告等の命令に従わない保護者、事業者等に対して
過料を科する規定を新たに設けるとともに、題名を改める必要がある。